

議 長 受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、町民に寄り添う施策について問う。

1、今年1月23日、厚生労働省は使用済みのおむつを保護者が持ち帰らず保育所で処分することを推奨し、自治体に通知をしました。使用済みのおむつを圧縮、密封する処理機の導入により、保育園、保護者の負担軽減をするお考えは。

2、がんは医療の進歩により、治療を受けながら学生生活・社会生活を送ることができるようになりました。がん治療による脱毛に苦痛を感じる患者さんの精神的・経済的負担軽減のため、医療用ウィッグの助成をするお考えは。

3、御家族がお亡くなりになると御遺族は、死亡時に多岐にわたる行政手続きをしなくてはなりません。御遺族の負担軽減のために、ワンストップ手続きの御遺族支援コーナーを設置するお考えは。

以上です。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをいたします。

1点目の御質問の使用済み紙おむつの処理機導入についてお答えをいたします。使用済み紙おむつ機、おむつの処理機の導入について、近隣自治体では山北町さんが導入されているので、内容をお伺いをしたところ、処理機自体の購入費は約40万円、処理機の年間保守料が4万6,200円。それと真空パックにするためのフィルムロールが1本3,750円で2か月に1本と計算しますと、年間1万6,500円ぐらにかかった場合に、年間のランニングコストとして約6万3,000円がかかるというふうに見込んでおります。圧縮された紙おむつは、燃やせるごみの日に出して処分されるとのことでした。また、大井町さんでは、令和5年4月より公立園でのみ、おむつ持ち帰りを廃止する方向で準備進められていますが、処理機の導入はせずに、処理費用を町が負担すると伺っております。中井町には公立園・民間園が1園ずつありますが、令和

5年4月より、おのおのの園でおむつを処理する予定とされ、処理費用は町が負担すると聞いております。

松田町内の対象施設は、松田さくら保育園と小規模保育所なのはな保育園となり、どちらも民間事業所による運営とされております。おむつ処理機の導入についてお伺いをしたところ、さくら保育園さんでは、おむつの処理について検討されているところですが、処理機の導入はしないと聞いております。また、なのはな保育園では、既に自園で処理されているということでもございました。

議員がおっしゃるとおり、国は保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨するとされましたが、使用済みおむつの処分に関する費用に対して、国・県の補助については具体的に示されておらず、各自治体の判断に委ねられている状況でもございます。

このような状況を踏まえ、町では、使用済みのおむつの持ち帰りをなくすことは、保護者への負担軽減や保育士にとっても、子供にも、殊に使用済みおむつを振り分ける業務がなくなることで負担軽減につながると考えておりますので、今後町内民間保育園様の御意向を尊重しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の御質問につきましてお答えをいたします。がんの治療はつらいものであると伺っております。副作用による脱毛や神経的なショックが大きく、療養期間中の就労や社会参加にも大きな影響が出ると伺っております。医療用ウィッグにかかる費用の助成は、平成30年度に神奈川県が検討し、市町村が助成を行った場合、助成額の2分の1を市町村に助成する事業を神奈川県が計画されておりましたが、県での予算調整での折り合いがつかず、現在に至っている状況でもございます。あ、実施に至っていない状況でございます。

県内市町村において、費用助成を実施されているところは、横浜市、相模原市、鎌倉市、大和市と比較的大きな自治体でございしますが、町内においても同じ悩みをお持ちの町民もいらっしゃると思います。医療用ウィッグにか

かる費用は、用途や材質により違いはありますが、1万円前後から数十万円かかるものもあり、費用助成されている自治体では上限3万円の助成をされているようでございます。

がん治療の影響は脱毛以外にも、小児の予防接種のやり直しや、若年患者の妊孕性の温存など、自己負担の費用がかかると聞いておりますので、当町におきましても、今回の御提案をきっかけとして、医療用ウィッグにかかる費用及びがん治療の影響による治療費以外の自己負担分も含めた対応について、早期に調整してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目の御遺族支援コーナーについてお答えいたします。以前、町民の方から同様なお声を伺って以来、ワンストップに近い形にて対応しているところでもございます。例えば、死亡届が提出されますと、町民課窓口サービス係にて、住民登録や斎場使用料について確認した後、国民年金係から国民健康保険の葬祭費や年金等の手続について説明をし、福祉課の高齢介護係まで職員が付き添ってお客様を御案内しております。福祉課で介護保険の手続等を行った後は、福祉課の職員が環境上下水道課へ御案内するという形で、担当した職員が次に手続をする課へ順番に御案内し、各種手続を行っているところでもございます。また、お客様の体が不自由な場合等は、各課へ順次連絡をし、お客様には町民課前の椅子に座っていただいたままで、各課の職員が来て手続を進めております。

そのほかの転入、転出の手続につきましても同様に、手続一覧表によりお客様を御案内しておりますので、今のところ、どこで手続をしたらよいのか分からない等のお話をお受けすることがない状況でもございます。ただ、役所に初めて来られた方に対して、不安なく手続を行っていただけるような環境にする必要性はありますので、御遺族支援コーナーとして分かりやすく、より分かりやすく設置するかにつきましては、近隣にて、予約制にて実施している自治体の取り組みなどを参考にして、町民サービスの向上を図ってまいりたいとも考えております。以上でございます。

7 番 南 雲 御答弁ありがとうございました。1番目のおむつに関する再質問させてい

ただきます。今、おむつ圧縮密封処理機は、さくら保育園さんが導入を検討されていないということの御意向を尊重するという事で理解いたしました。数年前、町民の方から、さくら保育園さんのおむつの持ち帰りを廃止してほしいとの御要望がありましたが、持ち帰りをすることで便の状況などから健康状態を把握できるので、持ち帰りを実施しているとのことでした。このたび、改めて、数人の方ですが、持ち帰ったおむつの便のチェックをされているか伺いましたが、チェックをされている方は1人もいませんでした。具合が悪いときは、保育園から状況を伝えられるそうです。また、お孫さんを歩きでお迎えの方は、かなり重いおむつを持って帰るのは大変だと、おっしゃっていただきました。また、お迎えの帰りの買い物も衛生面で気になるので、ちゅうちょしてしまうと、おむつの持ち帰りを負担に感じている保護者の方がいました。今まで、さくら保育園でおむつの持ち帰りの廃止の御要望があったか伺います。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。おむつの持ち帰り廃止の要望があったか、さくら保育園のほうに確認しましたところ、今現在はないということで、ただ、今の小学校2、3年生の頃、ですから六、七年くらい前でしょうか、一度あったと聞いております。そのとき、保育園のほうで、いろいろと考えたところ、処理をするのには料金がかかってしまうということで、園の負担が大きくなってしまうこと。また、その当時は、まだ持ち帰りた方もいらっしゃったと聞いております。その園の負担になるところを、例えば保護者負担にする、一部保護者負担にすることも御検討されたようなのですが、一人一人のお子様のおむつの使用枚数が違い、統一料金にできない、そういったことがございまして、その当時、そういった御要望はございましたが、廃止できないような状況だったと伺っております。

7 番 南 雲 ありがとうございます。厚労省からおむつの持ち帰りをせずに保育園で処分することが推奨されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を機に、持ち帰りを問題視するような報道もあり、全国的におむつの持ち帰りを撤廃する自治体が増えています。東京23区では、公立の保育園では全て撤廃されてい

ます。今、御答弁にありましたような課題もあるかと思いますが、ほかに何か、持ち帰りの撤廃をする場合の課題があれば伺いたいと思います。

子育て健康課長 大きな課題というところは特に聞いておりませんが、先ほどちょっとお話出ました処理機の導入は、まず場所がないということもあって、考えていらっしやらないということです。あと、おむつを園で処分する場合ですね、例えば一時保管しなければいけない、そういった場合、どこで保管するとか、ちょっとそういったところもまだ御検討されてないというところで、その場所とか方法ですね、そういったところを、これから検討されるというふうに聞いております。

7 番 南 雲 今、おむつの保管場所ということで御答弁ありましたけれども、感染症対策の補助金を活用して、ごみ箱などを購入できますが、そのように補助金を活用してごみ箱の購入等のお考えはございますかどうか、伺います。

子育て健康課長 確かに、おむつの保管用のごみ箱の購入費用につきましては、保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業で補助可能ということで、1施設1回ということで聞いております。法人で購入されても、町を通しての補助申請をすることによって補助することが可能と聞いております。ただ、どのくらいの量が必要とか、先ほどから申しておりますように、どこに保管するか、そういったことをこれから園のほうで検討されると思うんですが、これからも、これ以外にまたね、新しく補助など出てまいりましたら、必要な情報は保育園を運営されている法人さんに流してまいりますし、そのとき、法人さんがどのようにお考えか、それを伺った後に、町での支援の方法を考えてまいります。

7 番 南 雲 さくら保育園さんの一般ごみは業務ごみの扱いになっているのか伺います。

子育て健康課長 さくら保育園さんの燃やせるごみは事業系のごみとして出されていると聞いております。松田衛生社さんに、ちょっと詳しい金額のほうは聞いてないんですが、何キロ幾らという方法で、例えばこれから紙おむつを出す場合も、燃やせるごみで出せると聞いております。

7 番 南 雲 今、紙おむつも出せるということで御答弁ありましたが、箱根町さんでも、

保育園と認定こども園さんでは、全て保護者のおむつの持ち帰りをしていません。ごみ収集業者と保育園と認定こども園がおむつと一般ごみと一緒に収集する契約を結び、事業ごみとして収集して町が費用を負担しています。このような手法で、さくら保育園さんもおむつを保護者が持ち帰らなくて済むようにできると考えますが、これからそのように進めていくようなお考えはございますでしょうか。

子育て健康課長      ありがとうございます。そういった方法もできるということは、また保育園のほうへも伝えてまいります。保育園のほうは、そのようにしたいとか、また別の方法とか、なるべく保育園の意向を伺いながら、適切な支援をしていけるように進めてまいります。

7 番 南      雲      ありがとうございます。保育料の無償化は、おむつを使用している0歳から2歳児は、今、無償化とは国のほうではなっていません。これに対応して町では、独自の施策として、0歳から2歳児の1人につき、おむつ等の購入費と3万円支給しています。また、令和5年度には、さらに0歳児は5万円の支給の予算が計上されています。就学前児童の兄弟姉妹が同時に保育園や幼稚園等を使用している場合にも、第2子以降は保育料が無償となっていて、とても手厚くしています。さらに、おむつの持ち帰りを撤廃することで、国の支援が薄い0歳から2歳児の支援がさらに手厚くなると思います。課題を解決されて、さくら保育園さんのおむつの持ち帰りを検討される御意向だということで、町と連携されて、早くおむつの持ち帰りの撤廃が進むことを要望いたします。

次、2番目の質問に移らせていただきます。町民の方から以前、乳がんに罹患したとき、医療用ウィッグを購入しようとしたら、とても高価で困っていたところ、九州のお姉さんから九州に医療用ウィッグのレンタルがあることを聞き、九州からレンタルされたそうです。町にはウィッグ購入の助成がなく、がんが転移し抗がん剤治療をしたら、またウィッグが必要になる不安があるので、ぜひ助成をしてほしいとの御要望を受けました。

がん患者にとって脱毛というのは大きな悩みとなっていて、国立がん研究

センターがまとめた通院治療中の男女638人に行ったアンケート調査によりま  
すと、特に女性が最も苦痛に感じていることは、治療のつらさよりも副作用  
による脱毛だという結果が出ています。男性も同じだと考えます。20年前ま  
では、がんに罹患すると仕事にも行けなくなるようなことが多かったと言わ  
れていますが、現在は医療の進歩とともに、治療を受けながら学校生活・社  
会生活を送る方が増える中で、外見の変化に苦痛を感じる方の精神的・経済  
的負担を減らし、自信を持って生活するためには医療用ウィッグは非常に必  
要なものと考えますが、お考えを伺いいたします。

子育て健康課長

ウィッグの必要性については、先ほど町長の答弁にもございましたように、  
治療中の社会参加、就労等で外見的に人から見られる、何ていうんでしょ  
うね、姿、大変苦痛に感じるところがあると思いますので、必要なものと思  
っております。がん治療で必要なもの、もちろん脱毛によるウィッグもそう  
なのですが、先ほども町長の答弁にありましたように、小児がんの場合は今  
まで受けていた予防接種がゼロになってしまうということで、新たに予防接  
種を始めると、その費用が自己負担にかかってしまう。あとは、若年患者さ  
ん、これからお子さんを持つという方々については妊孕性、妊娠するた  
めに必要な能力、そういったものを、一時、別に保管する必要があると聞  
いております。まだまだほかにも、がん治療に関して自己負担かかるところ  
はあると思いますので、ウィッグも含めて、そういったものをもう少し詳  
しく調べて、がん治療に関しての助成、そういったところを考えていき  
たいと思っております。

7 番 南 雲

今、本当にウィッグのほかにも小児がんのワクチンの再接種費用の助成  
とか、妊孕性の助成とか、本当に大事な助成だと感じます。小児がんの再接  
種する費用っていうのは、やっぱり20万円ぐらいかかるって伺ってます  
ので、非常にやっぱり負担、治療費を払った上で、また20万っていう  
ものは非常に負担が重いと思いますので、またいろいろ御検討して進  
めていただけたらと思います。

最近、若い世代のがん、15歳から39歳までの方ががんに年間2万人以上罹

患したことが国立がんセンターの調査で分かりました。思春期若年成人と呼ばれAYA世代ともいわれます。この世代は、進学、就職、結婚、出産などの人生の転機が重なる時期でもあります。そのようなときに、がん罹患されると、精神的・経済的と様々な不安を抱えます。その上、この世代は医療保険の加入率が低く、経済的負担の不安が大きいのしかかかってきます。また、この物価高騰のとき、AYA世代に限らず、がん罹患した方の医療用ウィッグ購入費用の助成をすることと、先ほどの言われたような助成も含めて、経済的不安の軽減につながると考えますが、御見解を伺います。

子育て健康課長　　まず、その15歳から39歳の若年の方、AYA世代ですか、そういった方々についても、もちろん、がん治療については必要なことであり、高額であるということは十分承知しております。年代で切り分けるのではなく、がん治療に関して、全てのがん治療に対して必要な助成、そういったところは必要に応じて考えていきたいと思っております。

7 番 南 雲　　今出た助成のほかに、アピアランスケアといって外見のケアに関してなんですけれども、この質問するのに際し、乳がんの手術をされた方からお話を伺って、手術で乳房を摘出したら抗がん剤治療をしなくて済み、そういう場合はウィッグだけでなく乳房補正具が必要となり、乳房補正具の助成をしてほしいということでした。アピアランスケアは外見ケアということで、がん治療によって起こる脱毛や乳房全摘出等で外見に変化が起こったことで、鬱になったり、人と会うのを避けるようになったり、外出をしなくなるような状況の患者さんの気持ちを少しでも軽減しサポートするケアのことです。人によって、どのようなケアがどの程度必要かは、それぞれ違ってきます。がん患者さんに寄り添う支援で、さらに支援を、このようなアピアランスケアのような支援も必要と思いますけれども、そのようなことに関しての御見解を伺います。

子育て健康課長　　抗がん剤治療だけの助成でなく、がん治療全体に対しての助成を考えておりますので、先ほどから申し上げております、その小児の予防接種、若年患者さんの妊孕性、そのほかにも、そういったアピアランスケア、そういったも

のが必要であれば、そういったところも、もう少しいろいろほかにどんなものがあるか調べて、助成の対象になるよう考えていきたいと思っております。

7 番 南 雲 先ほど神奈川県で、そうですね、ウィッグの補助をしているっていう4つの市という御答弁でありましたが、全国的に見て、愛知県では45の自治体とか、山形県では33の自治体が行っていて、そのうち町は20の自治体が行っています。助成額や助成の種類は様々で、ウィッグや乳房補正具の助成が主なものとなっていますが、助成額は医療用ウィッグは答弁にありましたように3万円、乳房補正具は1万円ぐらいの助成が主なものとなっています。それで、松田町に今のような支援が必要か御検討されるということで、早期に調整に取り組んでいただいて、課題があれば解決していただいて、支援が早期に進むことを要望して、3番目の質問に移らせていただきます。

身内の方がお亡くなりになった際、悲しみが癒えぬうちに葬儀を執り行い、慌ただしい中、死亡時に伴う各種行政手続を行わなくてはならず、手続は何から手をつけていいか分からず、不安と負担を感じると聞きます。死亡時の手続は、死亡届の提出や年金の停止、遺族年金請求、介護保険、戸籍抄本、謄本の取り寄せ等、非常に多岐にわたります。死亡に伴い必要となる手続の種類は、亡くなられた方の年齢や御家族、資産の保有状況等で異なると思いますが、全ての手続が該当された場合の手続の種類と届出窓口のそれぞれの数は幾つになるか伺います。

町 民 課 長 現在、町民課で一覧表として作成している中では、基本的に4課にわたって11項目、それで、亡くなられた方が子供の場合とかは子育て健康課や教育課も追加、それとですね、町営住宅に入っている方の場合には総務課も追加になるということになります。

7 番 南 雲 じゃあ11項目ということで、理解でよろしいでしょうか。

町 民 課 長 町で今、想定している中の基本項目として11項目ということで、その他、特別に手続が必要な方については追加されていくという形になります。

7 番 南 雲 そうですね、思ったより少なく感じたんですけども。御遺族が窓口で死亡

に伴う手続を行うのは、何回もあるのではなく、慣れていない上、多岐にわたる手続をすることを負担に感じることは、言うまでもありません。本町の死亡時に伴う諸手続の御案内は、町民課から順次、次の課へ職員の方が付き添って御案内しているということで、すごい御支援していただいているということで、理解させていただいております。このものを、さらに負担軽減するために、御遺族支援コーナーのワンストップ窓口を設置することは非常に有効と考えますが、お考えを伺います。

町民課長 近隣自治体でも、ワンストップコーナーというのを設けているところもごございます。例えば大井町とか、小田原市とか、あと南足柄市でも3月の1日から開始したということで伺っておりますが、やっぱり手続がですね、幾つかの課にまたがるために、調整とかですね、連携が必要になりますので、ちょっと参考にしたところでは、どこも予約制という形でやっております。課題としては、その連携、調整ということと、実施するとなれば予約制にするかということと、あとはスペースといったら変なんですけれども、今ちょっと町民課のほうは、何ていうんですかね、マイナンバーカードの交付と5月まではちょっとポイントの付与という形で混んでおりますので、例えば大井町であれば、最初に来る窓口のほうとしては町民課なんですけれども、その実際の座っていただくところは税務課とかっていう形で、サポートデスクは別に設けておりますので、例えば空いているところで、うちのほうも、例えば税務課を利用させてもらうとか、そういうことにすれば、設置は可能かと考えております。

7 番 南 雲 今おっしゃっていただいたような手法を可能な、推進できる可能なものではないかと私も考えますけれども、大井町さんでは、お悔やみコーナーにおける御遺族の手続についての御案内「紡ぐ」を作成されております。私、頂いてきましたけれども、これは全然、費用も予算には組み込まれていませんで、紙はちょっと普通の紙よりいいものを使っているっていう感じなんです。これはダウンロードもできます。御遺族の死亡時の手続をスムーズに進めるために、死亡に伴う諸手続を行う際に、どのような手続が必要なのかと

か、どのようなものを持参すればいいのか等の御案内が記載された、このような御遺族のハンドブックを作成したらと考えますが、御見解を伺います。

町 民 課 長 大井町ですね、ホームページでダウンロードできたので、私もこの「紡ぐ」、白黒なんですけれども、拝見させていただきました。よくできているなとは思いますが。こういうのがあれば便利だし、町民の方も分かりやすいのかなとは思いますが。こちらのほうでは、最終的に、何ていうんですかね、年金の手続は社会保険事務所でやっているんですけども、そういうところの地図が案内についていたり、小田原税務署の場所まで地図がついていたりという形で、大変細かくできておりますので、こういうのを参考にさせていただいて、作成することは可能かと考えます。

7 番 南 雲 私も、大井町さんから伺った、ちょっともうちょっと細かいことをお伝えしたいと思うんですけども。このワンストップ窓口を令和3年の2月から開設されて、それからもう2年たちましたということで、どのように死亡に伴う御遺族の手続を行っているかといいますと、葬儀社の方がほとんどいらっしゃって、死亡届を出されるそうです。そのときに死亡届を提出された方に、御遺族サポート「紡ぐ」をお渡しし、御遺族に渡していただくようにされています。ワンストップ手続の利用者は、当初は7割から8割だったところを、最近では9割近くになっているそうです。予約制で空いていれば翌日も受け付け、1日に2件から3件はざらで、所要時間は30分から2時間ぐらい、本当に財産をお持ちの方とかは長くなってしまいますけれども、かかるそうです。サポート、御遺族サポートそのものには、今、地図がね、載っているということで、おっしゃっていましたが、必要な手続の項目のチェック欄を設けて、全ての項目を載せています。請求する証明書にかかる手数料金額や、先ほどおっしゃっていた法務局や小田原年金事務所や小田原税務署等の地図が掲載されていて、お手続の際のお名前の記入は1か所で済むそうです。また、本当にカウンターはね、空いているところをローカウンターを使用しているということで、町民課のカウンターに限らず使われているということでした。1年ごとに見直して、マイナーチェンジをされていると

いうことでした。

このような事例で、今、前向きに進めて、設置を考えていくことは可能だ  
とおっしゃっていただきましたので、ぜひ参考にして、進めていただけたら  
と思います。大井町の町民課に、遠方の方、御遺族の方から感謝のお手紙が  
2通届いたと伺いました。本当に一番大変なときに寄り添った支援をしてい  
ただき、とても感謝されたんだなと感じました。これから、亡くなった方の  
配偶者が御高齢であったり、御遺族が遠方であるような例は、ますます増え  
ることが予想されます。町の課題の解決を研究していただき、この御遺族支  
援コーナーの設置が進むことを要望して、一般質問を終わりにさせていただきます。

議 長 受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。2時55分より再開します。 (14時36分)